

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

豊後高田市立河内小学校

## 1、学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが不可欠である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。学校におけるいじめ防止等への組織的な対策として、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2、いじめとは

### (1) いじめの定義 ～『いじめ防止対策推進法 第2条』より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめとは、「どの子どもにも、どの学校にもおいても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること。」という基本認識に立ち、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と捉える。また、起こった場所は、学校の内外を問わない。

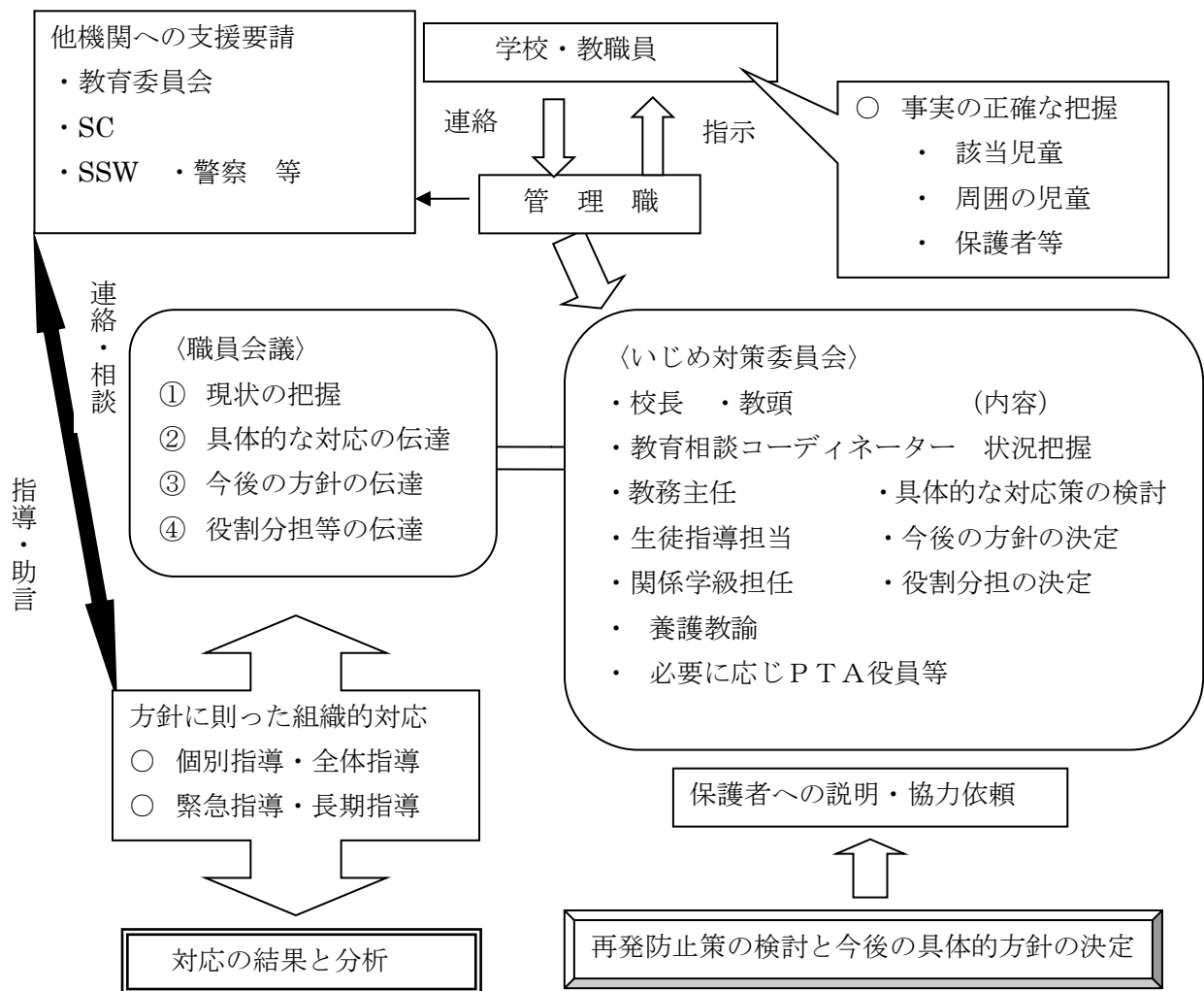
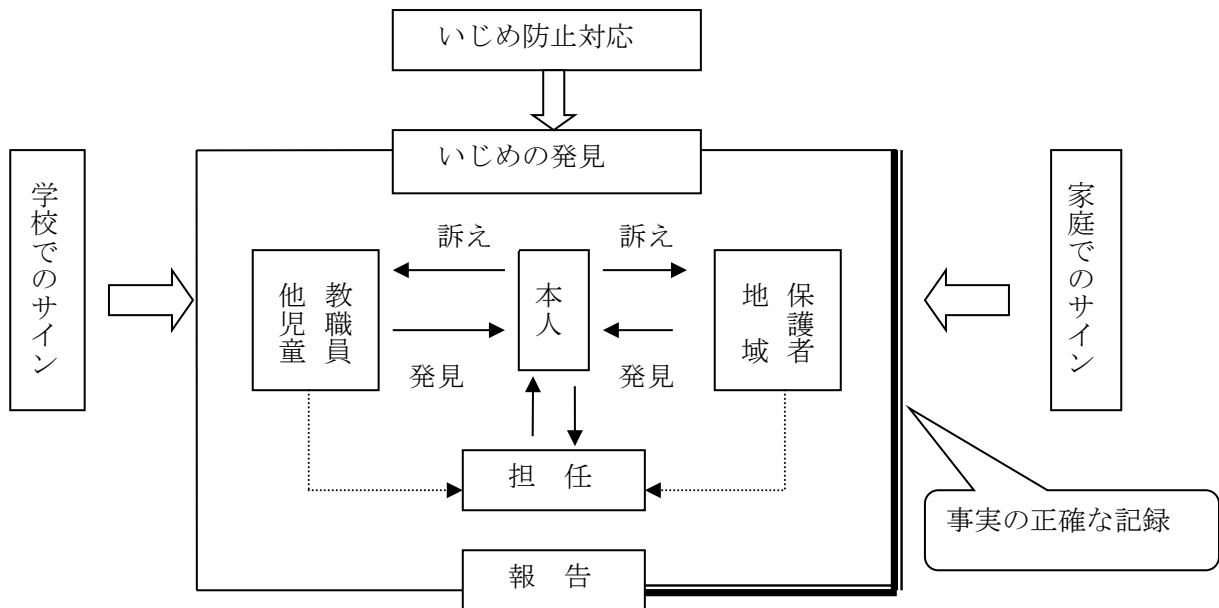
### (3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。

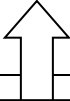
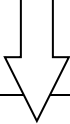
いじめの態様として、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」というものが半数を占める。冷やかしかからかい、軽くぶつかる等は、加害者は「いじめ」と捉えていない場合が多い。また、最近では、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷も増加しつつあり、いじめの態様も多様化してきている。

### 3、いじめ防止の体制と指導計画

#### (1) 指導体制、組織体制



(2) 年間指導計画

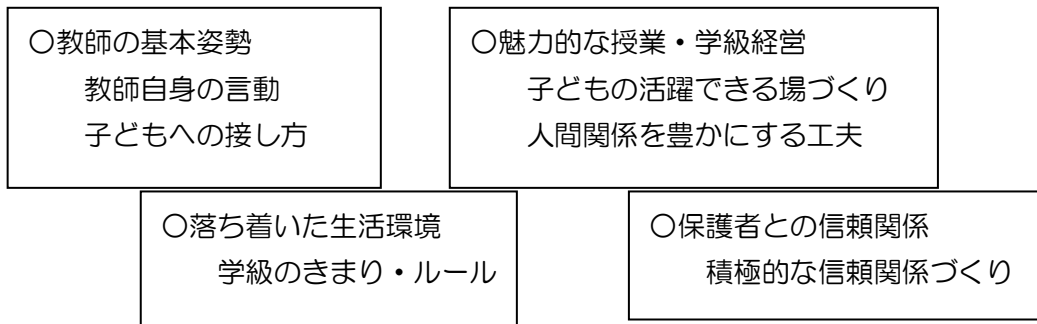
		年間指導計画	教職員研修等
4月	学級開き 学級ルールづくり	 *ほめほめタイム(学級) *表現タイム(全校集会) *人間関係づくりプログラム(学級・全校集会) *毎週水曜日・金曜日の情報交換 *縦割り班活動 *月1回 なかよしタイム *保護者との情報交換 	いじめ対策に関わる共通理解 児童に関する情報交換
5月	平和学習人権集会		基本方針・指導計画の確認
6月	人権アンケート いじめアンケート		Q-Uテストのアセスメント 人権アンケート対応
7月	人権学習人権集会		いじめアンケート対応
8月	平和学習		一学期の振り返り
9月			
10月	人権アンケート		人権アンケート対応
11月	人権学習人権集会 いじめアンケート		いじめアンケート対応 二学期の振り返り
12月	平和学習		
1月	人権アンケート		Q-Uテストのアセスメント
2月	人権学習人権集会 いじめアンケート 平和学習		人権アンケート対応 いじめアンケート対応
3月			基本方針・指導計画の見直し

4、いじめ防止の措置

(1) いじめの予防 未然防止

①仲間づくり、絆づくり

教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行う。



②学級集団の状態を捉える

教師の観察だけでなく、定期的なアンケートで子どもの実態をとらえる。

## (2) 早期発見

### ①子どもたちが出すサインを見落とさない

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもの側からも出ています。(※ 個別チェックシート)

#### ◇登下校時・朝の会等

- ・欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ・表情が暗く、どこことなく元気がない。
- ・どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ・教師と視線を合わせようとしない。

#### ◇授業時間

- ・身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ・良い発言や行動をしたのに、周りから賞賛や評価が得られない。
- ・特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。
- ・机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。

#### ◇給食時や休み時間

- ・食事量が減る。(食べない)
- ・ポツンと一人で食事をしている。
- ・休み時間一人でいることが多くなる。
- ・保健室や図書室などにいることが多く、職員室のまわりをうろうろしている。
- ・他の学級の友だちと過ごすことが目立つ。

#### ◇その他生活全般

- ・元気がない。
- ・持ち物を隠される。
- ・他の子から強い口調で、呼び捨てにされたり、あだ名で呼ばれる。
- ・頻繁にお金を持ち出す。
- ・顔や身体にあざがある。

### ②早期発見のための手立て

#### 観察

授業時間・休み時間  
掃除時間・放課後  
日記

#### 情報収集

教育相談・連絡ノート  
家庭との連絡  
子どもからの情報  
地域からの声

#### アンケート調査

いじめアンケート  
教職員意識調査

- \* 些細な変化に気づく
- \* 気付いた情報を確実に共有
- \* 速やかに対応

#### 教育相談の実施

SC、SSW の活用  
各種相談機関の周知

### (3) いじめの対応 解決支援

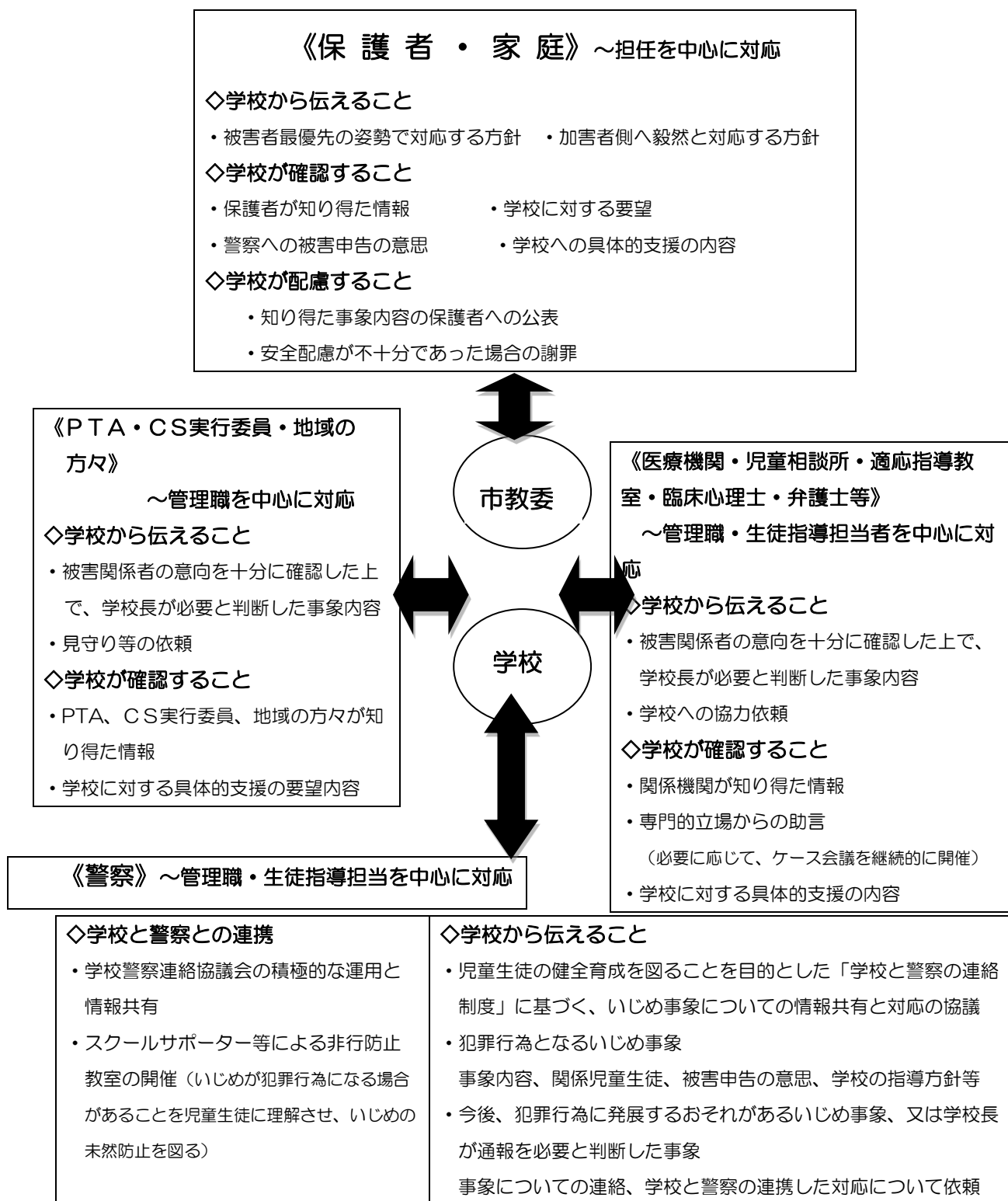
#### ① 児童への対応

\*報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施する。

\*いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

	いじめられた児童 に対して	いじめた児童 に対して	周りの児童 に対して
教師の対応	共感的に受け止める姿勢	・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢	・みんなを守るという姿勢 ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと</li> <li>・プライバシーの保護に十分配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは決して許されない行為であること</li> <li>・いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>・自分の行為が重大な結果につながったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>・観衆、傍観者もいじめを肯定していることになること</li> <li>・いじめを認知したとき、大人に通知する勇気をもつこと</li> <li>・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況）</li> <li>・金品の被害状況</li> <li>・警察への被害申告の意思</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> <li>・適応指導教室での対応の必要性</li> </ul>	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発や潜在化</li> <li>・PTSD、自殺危険度のアセスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的な孤立感・疎外感をあたえないような教育的配慮</li> <li>・加害者の心理的背景</li> <li>・加害者が被害者になること</li> </ul>	・観衆、傍観者も被害者になること

## ② 保護者及び関係機関との連携



## 5、ネットいじめへの対応

### (1)「ネット上のいじめ」とは

- ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

### (2) 児童への対応

#### ○被害児童への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

#### ○加害児童への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

#### ○全校の児童への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

### (3) 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

### (4) 書き込みサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

## 6、重大事態への対応

### 重大事態とは

#### (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査。

重大事態への対応

いじめの認知

生徒指導主任

管理職

いじめ対策委員会

◇ 構成員  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、  
養護教諭 教育相談コーディネーター  
関係教諭、スーパーバイザー  
(必要に応じて)  
弁護士、医師、教育委員会

◇いじめの認知報告  
◇調査方針、方法等の決定

調査・事実関係の把握

◇指導方針の決定、指導体制の確立

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

◇指導方針の決定、指導体制の確立  
◇事態収束の判断

職員全体会

保護者

地域  
民生委員

報告

教育委員会

地方公共団体の長

- 関係機関
- ・教育委員会
  - ・警察
  - ・福祉関係
  - ・医療機関
- ※指導・支援

日常の指導  
体制の充実

収束

継続

- ①発生時
- ②調査終了時